

監査結果公表第 19－24 号

随時監査（工事監査）の結果の公表について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による随時監査（工事監査）の結果について、同条第 9 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 20 年 3 月 6 日

八 尾 市 監 査 委 員	富 永 峰 男
同	浜 田 澄 子
同	内 藤 耕 一
八尾市監査委員職務執行者	北 山 諒 一

記

- 1 随時監査（工事監査）対象工事
第 5 回工事監査
旧植田家住宅・（仮称）植田家史料館新築及び改修工事
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目 1 番 1 号
八尾市監査事務局
電話番号 072－924－3896（直通）
- 4 その他
監査結果については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 小林貢様

八尾市監査委員 富永峰男
同 浜田澄子
同 内藤耕一
八尾市監査委員職務執行者 北山諒一

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施日及び対象工事

第5回工事監査

実施日 平成19年12月4日

対象工事 旧植田家住宅・(仮称)植田家史料館新築及び改修工事

2 監査の目的及び着眼点

工事が、関係法令等に従って適正かつ合理的に行われているかを主眼として、関係図書類及び現地での施工状況を審査し、また担当職員から説明を聴取するなどの方法で実施した。

なお、実施にあたっては、協同組合 総合技術士連合に委託し、同連合技術士作成の工事技術調査報告書を参考にした。

3 監査の結果

工事の実施について、契約関係書類及び設計図書等の処理並びに工事施工管理及び現場施工状況は、おおむね適正に執行されていたが、一部の事項について、注意、検討又は改善を要するものが見受けられた。

今後は、これらに十分留意されるとともに、当該監査の結果に基づき又は結果を参考として改善措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

なお、監査委員のうち富永峰男委員は平成19年12月22日就任であり、今回の監査は西浦昭夫氏(平成19年12月21日退任)が実施したことを申し添える。

第5回工事監査（監査実施日：平成19年12月4日）

【公共建築課】旧植田家住宅・（仮称）植田家史料館新築及び改修工事

1 工事の概要

- (1) 工事場所：八尾市植松町一丁目20番地の2
- (2) 工事目的：旧植田家住宅は、江戸時代中期の大和川付替えによって開発された安中新田の会所屋敷であり、建物については、「国登録有形文化財及び市指定文化財(建造物・史跡)」の指定を受けており、今回建物の復元修復を行い、同家に所蔵されていた古文書や書画・陶磁器などを最適な保存・管理をするとともに、展示公開が可能な特別展示室兼収蔵庫を新設する。
- (3) 工事内容：敷地面積：1,459.64㎡
改修部分 主屋（木造2階建） 1階 約270㎡ 2階 約110㎡
土蔵1（木造2階建） 1階 約60㎡ 2階 約60㎡
土蔵2（木造2階建） 1階 約60㎡ 2階 約40㎡
浴舎、正門、控舎、神舎及び井戸舎(木造平屋建) 約30㎡
新築部分 史料館(鉄筋コンクリート造平屋建) 1階 約160㎡
裏門及び便所棟(木造平屋建) 1階 約20㎡
- (4) 工事費：請負金額208,530,000円（消費税込）（落札率87.7%）
- (5) 工事期間：平成19年6月27日～平成20年12月19日
- (6) 施工業者：株式会社 乾工務所

2 監査の結果

平成19年12月4日現在における本工事の出来高は約20%であり、仮設屋根が設けられ、母屋の屋根瓦及び壁土等が取り除かれ、垂木、梁及び柱など骨組みのみの状態で、既存の礎石を調整補強する工事が行われている状況であった。

工事については、計画工程に基づき順調に施工されており、特に指摘すべき事項は見られなかったが、下記の事項について留意、検討又は改善が望まれるものが見受けられた。

(1) 設計について

設計の基本となる構造計算書に作成者の氏名等が記載されていなかったため、作成者を明確にされたい。

(2) 積算について

通常的设计単価決定法により行われていたが、価格変動の激しい種目の価格決定については、今後、できるだけ直近の競争原理の働いた市場価格が反映される手法も研究しておくことが望まれる。

(3) 施工計画書について

現時点までの施工計画書は、仕様書に基づき市の管理方針を具体的に反映していると判断できる。今後の工事分についても、工事の特色をよく把握した管理方針を反映させる指導が望まれる。

(4) 工事写真について

撮影の意図を明確にするため撮影場所や日時を、今後、整理し明記されたい。

(5) その他

現場周辺は、旧市街地で道路幅員が狭小であり、工事用車両の通行には、今後とも十分安全に配慮されたい。